

手話言語法の制定について

《提案・要望の内容》

○ろう者の一層の自立と社会参加のため、手話が言語として認められ、ろう者が日常生活において安心して手話を用いることができる環境をつくるよう、手話言語法を制定すること。

1. 手話言語法の制定に期待すること

○手話が言語であることが認められることにより、次のような社会の実現が図られる。

- (1) 手話の教育環境が整備され、ろう児やその保護者が手話に関する正しい情報を得るとともに、手話を習得することなどができる社会
- (2) ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションをとることができる社会

2. 「手話を広める知事の会」の設立と全都道府県の加入

○手話言語を全国に一層広げるため、平成28年7月21日に「手話を広める知事の会」を設立した。

知事有志が力を合わせ、手話という聴覚障がい者の重要なコミュニケーション手段に対する社会的認知を高め、普及を図っていくための取組を推進。

- ・設立日 平成28年7月21日
設立にあたり、同日、参議院議員会館にて、「手話を広める知事の会」設立イベント、手話言語フォーラムを開催。
- ・目的 手話言語を全国に広げ、手話言語法の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。
- ・会員 本会の趣旨に賛同する都道府県知事。
⇒平成29年10月13日に全都道府県が加入

○平成29年11月7日、平成30年4月25日、令和元年10月15日に東京で手話言語フォーラムを開催し、手話言語法の制定に向けて取り組んでいくことを宣言。

<参考>

①全国自治体における手話言語条例の制定

○「鳥取県手話言語条例」制定後、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、千葉県、三重県、愛知県、秋田県、山形県、大阪府、奈良県、和歌山県、新潟県、石川県、京都府、福井県、静岡県、北海道、岐阜県、富山県、佐賀県、茨城県、福島県、宮崎県、山口県、鹿児島県、青森県及び北海道石狩市などで同様の条例が制定されている。(令和2年8月26日現在 29道府県 13区 315市町村 計357自治体)

②手話言語法制定を求める意見書の採択

○手話言語法制定を求める意見書が、全国全ての都道府県と市区町村の地方議会で採択され、採択率100パーセントを達成。手話言語法制定を求める国民の願いが集結した。

③「全国手話言語市区長会」の設立

○全国の市区長によるネットワーク「全国手話言語市区長会」が、平成28年6月8日に設立された。相互の連携・協力、情報交換等を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すもの。
現在、598の市区長が入会している。(令和2年8月18日現在)